

番号	受付年月日	要望者、件名、要旨	令和2年度当初予算措置状況		
			事業名	予算額(千円)	対応状況等
19	元. 12. 10	<p>(要望者) 静岡県里親連合会</p> <p>(件名、要旨) 1 「里親支援事業」の強化 県は児童家庭支援センターに里親委託支援事業を委託し、各地区において里親、児童家庭支援センター、児童相談所の3者連携が行われている。 一方、児童家庭支援センターが設置されていない地区や担当エリアにより十分な事業実施が行われていない地区がある。今後は、3者連携のみならず、市町の担当課等とも連携を図り、里親制度が市民にとって身近になるとともに里親と里親家庭で暮らす子どもが市民生活において不便等を感じることをないような社会づくりに配慮頂きたい。</p> <p>(1) 里親支援事業を中心とした里親支援ネットワークの構築</p> <p>(2) 西部地区における里親支援事業の設置</p>	<p>里親養育援助事業費 被措置児童等支援事業費 民間社会福祉団体等運営費 助成</p>	<p>49,700 7,423 2,070</p>	<p>(1) 県では、平成28年児童福祉法の改正により、平成29年度から都道府県の責務と条文に明記された里親への支援業務等について、県内の3つの児童家庭支援センターに業務を委託し児童相談所とともに、各管内の実情にあった里親の普及啓発、新規里親開拓、里親支援等を実施している。 里親支援事業を中心とした里親支援ネットワークの構築については、現在、策定を進めている都道府県社会的養育推進計画での「フォスターリング機関(里親養育包括支援機関)」に関連したものであるとして、意見を踏まえて検討したい。</p> <p>(2) 西部地区については、他地区との違いが生じないように、児童相談所に里親支援業務を担当する職員を配置し、地区里親会との連携を図っているところである。</p>

番号	受付年月日	要望者、件名、要旨	令和2年度当初予算措置状況		
			事業名	予算額(千円)	対応状況等
		<p>(3) 里親支援事業の受託者が受託事業を適正に実施できるための支援体制等の整備</p> <p>2 里親制度の推進  (1) 市町・保健センター・教育委員会・施設・医療機関・子育て支援団体等に対する里親制度の周知徹底</p> <p>(2) 里親活動に参加する際の休暇取得を可能にするための取組の実施</p>	里親養育援助事業費	49,700	<p>県西部地区への児童家庭支援センターの設置については管内法人の状況等を踏まえ、引き続き設置に向けて働きかけていく。</p> <p>(3) 里親支援事業の実施については、里親支援に関して県が開催する会議等において各地区の事業の実施状況等の意見・情報交換等を行っている。引き続き、各地区の受託事業が適正に実施できるよう情報把握に努めていく。</p> <p>2  (1) 里親制度については、一般向けリーフレットや啓発品を活用し、幅広く関係機関等に対して、引き続き一層の周知を図っていく。  また、平成24年度末に作成した里親制度啓発用DVDや、里親月間におけるPR、さらに児童家庭支援センターによる市町単位での啓発等、さまざまな手法や機会を通じ、社会に対する里親制度についての普及啓発を進めるほか、公的機関など里親制度を啓発する職員の資質向上について研修等の機会を通じて行っていく。</p> <p>(2) 兵庫県明石市での取組みは平成30年7月から市職員の従来のボランティア休暇の対象に児童養護施設などで暮らす子どもを一時的に家庭に迎える「ボランティア里親」(季節里親・週末里親)を拡大・実施されている全国初の取組みとされている。  県が同様の取組みを行うことで、里親制度に対する理解と普及が進むよう、関係部局に対して働きかけを行っていく。</p>

番号	受付年月日	要望者、件名、要旨	令和2年度当初予算措置状況		
			事業名	予算額(千円)	対応状況等
		<p>3 里親養育支援の充実について</p> <p>(1) 児童福祉司の増員（常勤職員の配置、専門性の確保）</p> <p>(2) 委託時の社会的・心理的・医学的アセスメントとそれに基づく養育支援</p> <p>(3) 愛着障害、発達障害、知的障害のある子ども、虐待を受けた子ども等に対する養育支援の充実（関係機関との連携を含む）</p> <p>(4) 家出、盗み、傷害、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、性的事故などの思春期の問題を抱えた子どもに対する養育支援の充実</p>			<p>3</p> <p>(1) 県では、平成28年度の児童福祉法の改正により児童福祉司の配置基準が示されたことに伴い、平成29年度から令和元年度までの間の3カ年で14名の児童福祉司の増員を行ったところである。</p> <p>今後も「児童虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）」に基づき、里親支援を含めた児童相談体制の強化に向け児童福祉司の増員ほか、児童相談所の職員配置の更なる充実を図っていく。</p> <p>(2)(3)(4) 多角的なアセスメントに基づく養育援助、心身に障害のある児童や思春期の問題を抱えた子どもに対する支援については、里親による養育に関する支援の根幹であることから、児童相談所等において、適切かつ十分な支援が行えるよう職員の専門性の向上や支援体制等の充実に向けた取組を進めていく。</p>
		<p>4 児童の社会的な活動へ参加する機会の推進について</p> <p>自立を控えた高校生の部活動費用に対する措置費での保障、県単独で実施する地域活動費の増額について要望する。</p>	<p>児童入所措置費 被措置児童等支援事業費</p>	<p>7,645,000 7,423</p>	<p>4 措置費においては、中学校までの児童に対する部活動費（教育費）の支弁（実費）が認められているが、指摘のとおり高校生（特別育成費）での加算が設定されていないことから、引き続き国へ要望していく。</p>
		<p>5 措置解除後の児童に対する支援について</p> <p>社会的養護自立支援事業における</p>	<p>社会的養護自立支援事業 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費</p>	<p>41,600 57,500</p>	<p>5 社会的養護自立支援事業における継続支援計画の策定は、措置解除後の生活設計等を内容としていることから、措置解除前の児童が主な対</p>

番号	受付年月日	要望者、件名、要旨	令和2年度当初予算措置状況		
			事業名	予算額(千円)	対応状況等
		<p>継続的支援計画の対象者の拡大及び措置解除に再び元委託児童を支援する場合の生活支援に要する経費の支給について要望する。</p> <p>6 当事者参画の機会について 措置中から措置解除後の自立支援について当事者が参加することは自己決定や自己実現の視点から重要である。当事者の自立活動への参画の機会の創出と充実について配慮を願いたい。</p> <p>7 里親及びファミリーホームの処遇改善等について (1) 養育中の里親1人につき、児童養護施設等に支給されている処遇改善加算と同額の手当の支給(ファミリーホームは既に処遇改善加算の対象となっている)</p>	児童入所措置費	7,645,000	<p>象となっているが、措置解除後においても、継続的支援計画の策定が適当と認められる者についても対象としていることから、個々の事例について相談頂きたい。</p> <p>また、県が実施する施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業において、就労等により措置解除したが、その後、安定した生活の継続が困難になったため再び措置元で生活の立て直し等を行う支援について、実家的機能支援として平成30年度より支援メニューを創設していることから、個々の事例については相談頂きたい。</p> <p>6 「社会的養護自立支援事業」に基づき、県では平成29年度中より措置解除後も引続き支援を必要とする児童を対象に措置期間中に措置解除後の生活のための「継続支援計画」の作成を行っている。</p> <p>児童の社会的自立における自己決定の視点は重要であるため、支援計画を作成する際の児童本人の意見聴取やケア会議への参加等、当事者参画の機会が自己決定・自己実現につながるよう配慮していく。</p> <p>また、現在、策定を進めている都道府県社会的養育推進計画においても、社会的養護経験者を含む、子どもが意見を表明する権利の仕組みに(アドボカシー)について意見を踏まえて検討していきたい。</p> <p>(1) 児童養護施設等で働く保育士等に対して平成29年度から処遇改善が行われているところであり、里親に対する同額の手当の支給については、措置費制度に関するものとして国に要望していく。</p> <p>なお、令和2年度における国の予算案では2人目の児童委託を受けた場合の里親手当を1人目と同額とすることが示されている。</p>

番号	受付年月日	要望者、件名、要旨	令和2年度当初予算措置状況		
			事業名	予算額(千円)	対応状況等
		<p>(2) 社会福祉事業の用に供する自動車の自動車税の課税免除の対象に里親及びファミリーホームを追加</p> <p>8 民間社会福祉活動促進事業への助成  里親促進事業、里親月間事業、里親賠償責任保険事業、里親研修事業、里親専門相談サポート事業に対する県費の継続助成  事業費 3,315 千円  助成希望額 2,760 千円</p>	<p>民間社会福祉活動促進事業費助成</p>	2,760	<p>(2) 里親及びファミリーホームが使用する自動車の自動車税が減免対象に加えられるよう、関係部局に働きかけていく。</p> <p>8 令和2年度は令和元年度と同額予算を確保し、継続して助成していく。</p>

